

豊田市エコファミリー支援補助金交付要綱
(家庭用燃料電池システム設置に対する補助)

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則(昭和45年規則第34号)に定めるもののほか、豊田市エコファミリー制度におけるエコファミリー宣言者(以下「エコファミリー」という。)による環境に配慮した暮らしへの取組に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付目的)

第2条 この補助金の交付は、エコファミリーに対して、スマートハウスを構成する、創エネルギー機器(住宅用太陽光発電システム、家庭用燃料電池システム)、省エネルギー機器(家庭用エネルギー管理システム)、蓄エネルギー機器(家庭用リチウムイオン蓄電池システム、電気自動車等充給電設備)の導入、高断熱窓の設置及び次世代自動車の購入に要する費用の一部を補助することにより、エネルギーの地産地消及び市民の暮らしの低炭素化を推進することを目的とする。

(対象設備)

第3条 補助金交付の対象となる家庭用燃料電池システム(以下「対象設備」という。)は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 未使用品であること。
- (2) 第10条に規定する申請を行う日の属する年度において、国が実施する家庭用燃料電池システム導入支援に係る補助事業を行う者が補助対象に指定するものであること。

(交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、自ら居住する市内の住宅において、自ら購入した対象設備を自ら使用する目的で設置する個人であって、第10条の規定による申請の際に、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 対象設備を設置した住宅に住所を有し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)により本市の住民として記録されていること。
- (2) 豊田市税を滞納していないこと。
- (3) エコファミリー制度登録世帯であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

2 前項第2号の要件については、納税証明書によって証明できることを条件とする。ただし、第10条第3項に該当する場合は、この限りでない。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、対象設備の設置に要する費用であって、別表に掲げる費用（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の合計額に100分の5を乗じて得た額とし、5万円を上限とする。

2 前項の場合において、算出された額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(設置予定の届出等)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、第2項に掲げる日までに、設置予定届出書（共通様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) エコファミリー宣言書。ただし、既に宣言済の場合は、添付を省略するものとする。

(2) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、保証書に記載される保証の開始日以前に、設置予定届出書を提出しなければならない。

(届出の受理等)

第8条 市長は、前条の規定により設置予定届出書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、届出を適当と認めたときは、受理するものとする。

(対象設備の設置)

第9条 前条の規定により設置予定届出書を受理された者（以下「受給予定者」という。）は、補助金の交付を受けようとする年度（以下「補助対象年度」という。）の3月31日までに対象設備を設置し、その使用を開始するとともに、補助対象経費の支払を完了しなければならない。

(交付申請兼実績報告)

第10条 受給予定者は、対象設備の設置完了日から2月を経過した日又は補助対象年度の3月31日のいずれか早い日までに、交付申請兼実績報告書（共通様式第2号）及び事業計画書兼事業実績書（共通様式第3号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費に係る領収書の写し。ただし、分割払により対象設備を購入した

場合は、分割払に係る契約書の写し

- (2) 補助対象経費が明記されている書類の写し。ただし、領収書に補助対象経費が明記されている場合は、省略することができる。
- (3) 対象設備の保証書の写し（保証の開始日が確認できるものに限る。）
- (4) 次のアからウまでに掲げる写真
 - ア 対象設備本体の写真
 - イ 燃料電池ユニット本体に貼付されている形式と製造番号が確認できる写真
 - ウ 貯湯ユニット本体に貼付されている形式と製造番号が確認できる写真
- (5) 豊田市税の完納が証明されている納税証明書（申請日前2月以内に発行されたもの）
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の設置完了日とは、次に掲げる日のうち、いずれか遅い日とする。

- (1) 保証書に記載された保証の開始日。
- (2) 補助対象経費の支払が完了した日。ただし、分割払に係る契約書の写しを添付して前項の規定による申請を行う場合は、分割払に係る契約の締結日

3 第1項第5号の納税証明書は、転入者であって、市税の直前の賦課期日に本市に住所を有さない者又は住所を有するが申請日時点において市税の初回の納期限を迎えていない者にあつては、添付を省略するものとする。

4 市長は、交付申請兼実績報告書の提出を先着順に受け付けるものとし、補助金の交付申請額が予算の範囲を超えるときは、受付を停止するものとする。

5 市長は、前項の規定により受付を停止した場合において、交付申請兼実績報告書を先着順に補欠番号を付して補欠受付を行うものとする。なお、交付申請兼実績報告書の取下げ、不交付等の発生に応じて、補欠番号順に審査するものとする。

（交付の可否の決定等）

第11条 市長は、前条の規定による申請があつた場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行った後、補助金の交付の可否を決定し、交付決定通知書兼確定通知書（共通様式第4号）又は不交付決定通知書（共通様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第12条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、次に掲げる書類を速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 交付請求書（共通様式第6号）
- (2) 口座名義人、口座番号等が明記されている通帳等の写し

2 市長は、前項各号に掲げる書類を全て受理したときは、第6条に規定する補助金を交付する。

(交付申請の取下げ)

第13条 申請者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付の決定までに交付申請取下げ届出書（共通様式第7号）を、市長に届け出なければならない。

(処分の制限)

第14条 交付決定者は、第10条第2項に規定する設置完了日から起算して法定耐用年数を経過する日までの間は、補助金の交付目的に反して対象設備を処分してはならない。ただし、市長が処分を承認した場合は、この限りでない。

2 前項の法定耐用年数は、6年とする。

3 交付決定者は、第1項ただし書に規定する承認を受けようとする場合は、あらかじめ対象設備処分承認申請書（共通様式第8号）を市長に提出しなければならない。ただし、天災等による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由で対象設備を処分する場合は、事後の提出を認めるものとする。

4 市長は、前項の対象設備処分承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、対象設備の処分を承認する場合は、対象設備処分承認通知書（共通様式第9号）により、交付決定者に通知するものとする。

(届出の失効)

第15条 受給予定者は第10条第2項に規定する設置完了日から2月を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに交付申請兼実績報告書が提出されない場合は、第7条の規定により受理した届出は失効するものとする。

(交付の決定の取消)

第16条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 第4条第1項に規定する要件を満たしていないことが判明したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) 本要綱の規定に違反したとき。

(4) 第13条の規定による交付申請の取下げの届出があったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消す場合は、交付決定取消通知書（共通様式第10号）により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第17条 市長は、前条第1項の規定により補助金の返還を命ずる場合は、返還請求書（共通様式第11号）により、当該補助金の全部の額又は法定耐用年数から既に使用した年数を減じた年数を法定耐用年数で除した値に当該補助金の額を乗じて得

た額（当該算出額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。）の返還を請求する。ただし、市長が、次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、この限りでない。

- (1) 天災等による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由で対象設備を処分するとき。
 - (2) その他市長が補助金の返還の必要がないと認めたとき。
- 2 第1項の規定により返還の請求を受けた者（以下「返還義務者」という。）は、当該請求の日から起算して30日以内に補助金を返還しなければならない。
- 3 市長は、返還義務者が前項に規定する期間内に補助金を返還しないときは、当該請求金額に豊田市税外収入に係る延滞金条例（昭和39年条例第7号）第2条第1項に規定する割合により計算した金額を加算して請求する。

（期日の特例）

第18条 補助金に係る申請書等の提出期限が豊田市の休日を定める条例（平成元年条例第61号）第2条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その日後、最初に到来する市の休日でない日をもってその期限とみなす。ただし、当該年度の3月31日が市の休日に当たる場合は、当該年度の最後に到来する市の休日でない日をもってその期限とみなす。

（他の補助金との関係）

第19条 この補助金は、国、県その他の団体が交付する対象設備に係る補助金等の受給を妨げない。

（協力）

第20条 交付決定者は、次に掲げる事項について、市へ協力するよう努めなければならない。ただし、やむを得ない事由があると市長が認めたときは、この限りでない。

- (1) 家庭用燃料電池システムの使用状況に関するデータの提供
- (2) 市が実施するアンケート等への回答
- (3) その他地球温暖化防止に関する活動

（委任）

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日前に、豊田市エコファミリー支援補助金及びとよたエコポイント交付要綱（平成27年4月1日施行）及び豊田市エコファミリー支援補助金及びとよたエコポイント交付要綱（平成28年4月1日施行）の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付、処分の制限及び第8章の規定については、なお効力を有する。

（要綱の失効）

3 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付及び第14条から第21条の規定については、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象経費	燃料電池ユニット、貯湯ユニット、付属品（リモコン、配管カバー、燃料電池システム試運転に係る費用等）、配線・配線器具の購入・据付、配管・配管器具の購入・据付及びこれらの工事に付随する工事に関する費用
--------	--